

通知書

株式会社 ダイハツビジネスサポートセンター

令和7年5月15日付けをもって申請のあった第一種貨物利用運送事業は、
下記のとおり登録したので通知する。

記

- | | |
|----------------------------|-----------|
| ・第一種貨物利用運送事業
に係る運送機関の種類 | 貨物自動車運送 |
| ・登録番号 | 近運自貨第448号 |
| ・登録年月日 | 令和7年8月28日 |

令和7年8月28日

近畿運輸局長 服部 真樹



令和 7年 5月 15日

近畿運輸局長 殿

住所 大阪府池田市満寿美町2番25号
氏名又は名称 株式会社ダイハツビジネスサポートセンター
代表者 代表取締役社長 枝元 俊典
電話番号 072-747-2858
担当者連絡先 福田 篤志 072-747-2864
(担当者名/電話/FAX)

第一種貨物利用運送事業（貨物自動車運送）登録申請書

この度、第一種貨物利用運送事業を経営したいので貨物利用運送事業法第4条第1項及び同法施行規則第4条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

住 所 大阪府池田市満寿美町2番25号
氏名又は名称 株式会社ダイハツビジネスサポートセンター
代 表 者 代表取締役社長 枝元 俊典

2. 主たる事務所の名称及び所在地
別添「事業の計画」のとおり

3. 営業所の名称及び所在地
別添「事業の計画」のとおり

4. 事業の経営上使用する商号
別添「事業の計画」のとおり

5. 利用運送機関の種類
別添「事業の計画」のとおり

6. 利用運送の区域又は区間
別添「事業の計画」のとおり

7. 業務の範囲
別添「事業の計画」のとおり



事業の計画

主たる事務所の名称及び所在地

名 称 株式会社ダイハツビジネスサポートセンター
所在地 大阪府池田市満寿美町2番25号

営業所の名称及び所在地

名 称 株式会社ダイハツビジネスサポートセンター
所在地 大阪府池田市満寿美町2番25号

事業の経営上使用する商号（ない場合は、「なし」と記載。）
なし

利用運送機関の種類

貨物自動車運送

利用運送の区域又は区間

全国

業務の範囲

一般事業

利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要

氏名又は名称 日本通運株式会社 神戸支店
住 所 兵庫県神戸市中央区浜辺通4丁目1番21号

貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者の別

【 貨物自動車運送事業者 】

保管施設の概要（必要としない場合にあつては、「必要なし」と記載。）

所在地 必要なし

面積

構造

附属設備

.....
適用する利用運送約款

- 運輸省告示第579号（平成2年11月26日）による標準貨物自動車利用運送約款
- 運輸省告示第580号（平成2年11月26日）による標準貨物自動車利用運送（引越）約款
- 上記以外の利用運送約款

※□のある箇所は、□にレ点を記入し選択してください。

令和 7年 9月 28日

近畿運輸局長 殿

住 所 大阪府池田市満寿美町 2-25
事業者名 株式会社ダイハツビジネスサポートセンター
代表者 代表取締役社長 枝元 俊典
電話番号 072-747-2858

運賃料金設定届出書

貨物利用運送事業報告規則第3条の規定に基づき、運賃及び料金を設定しましたので、下記のとおり提出します。

記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 株式会社ダイハツビジネスサポートセンター
住 所 大阪府池田市満寿美町 2-25
代表者（役職及び氏名） 代表取締役社長 枝元 俊典

2. 設定した運賃及び料金を適用した貨物利用運送事業の種別及び利用運送に係る運送機関の種類

貨物利用運送事業の種別：第一種貨物利用運送事業
利用運送機関の種類：貨物自動車運送

3. 設定した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

別紙のとおり

4. 設定の実施の日

令和 7年 10月 1日



第一種貨物利用運送事業の運賃料金

引越運賃・料金

適用開始日 2025年 10月 1日

株式会社ダイハツビジネスサポートセンター

1. 運賃料金

引越運賃率表(時間制・距離制)

【(単位:円)】

		1トン車 まで	2トン車 まで	3トン車 まで	4トン車 まで	5トン車 まで	6トン車 まで	8トン車 まで	10トン 車まで	12トン車 まで
時間制	4時間制	20,200	22,400	23,860	26,400	27,970	29,590	33,280	36,500	39,760
	8時間制	33,660	37,370	39,850	44,000	48,720	51,790	57,110	62,390	68,280
	基礎作業時間8時間 を超える場合は1時間 までをますごとに	3,410	3,740	4,010	4,270	4,740	5,140	5,720	6,360	6,720
距離制	110 "	37,300	41,320	44,090	47,020	52,090	57,170	64,520	70,240	73,990
	120 "	38,830	43,030	45,910	49,020	54,250	59,560	67,220	73,130	77,090
	130 "	40,390	44,760	47,760	50,980	56,460	61,960	69,940	76,040	80,240
	140 "	41,920	46,500	49,600	52,960	58,630	64,390	72,620	78,950	83,300
	150 "	43,480	48,230	51,460	54,940	60,800	66,790	75,350	81,890	86,460
	160 "	45,010	49,940	53,290	56,930	62,990	69,160	78,100	84,760	89,540
	170 "	46,570	51,710	55,120	58,870	65,210	71,540	80,760	87,680	92,650
	180 "	48,070	53,410	56,960	60,850	67,390	73,970	83,510	90,580	95,770
	190 "	49,640	55,140	58,780	62,820	69,560	76,380	86,200	93,530	98,870
	200 "	51,180	56,890	60,640	64,800	71,750	78,780	88,930	96,400	102,000
	200kmを超え500 kmまで 20kmまでを増すご とに	2,750	3,040	3,260	3,470	3,860	4,250	4,780	5,170	5,480
500kmを超え 50kmまでを増すご とに	6,890	7,630	8,150	8,660	9,640	10,600	11,900	12,920	13,690	

2. 消費税及び地方消費税の加算

運賃料金総額×消費税法等に基づく税率

3. 引越運賃料金適用方

この運賃料金は引越荷物を運送する場合に適用します。ただし、事務所等の移転又は定型の容器を用いて定額で行う運送であって、引越約款によらない旨を予め告知した場合には適用しません。

4. 運賃料金の適用

この運賃及び料金は、実車キロ(荷物を積んで運送する距離をいいます。以下同じ)が、100 キロメートル以内は時間制運賃を適用し、100 キロメートルを超える場合は距離制運賃を適用します。

5. 運賃料金計算の基本

- 1). 時間制運賃は、使用車両及び基礎作業時間(車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰るまでの時間をいいます。)の別(8 時間制又は 4 時間制の別)ごとに計算します。この場合、4 時間制運賃は、基礎作業時間が午前から午後にもたがらない場合であって、かつ、4時間以内のときのみ適用します。また、8時間制運賃は、上記以外の場合(基礎作業時間が午前から午後にもたがる場合又は 4 時間を超える場合)に適用しますが、基礎作業時間が8時間を超える場合は、超過時間に応じて所定の時間加算額を加えて計算します。
- 2). 距離制運賃の運送距離の計算は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程より計算します。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

6. 運賃計算の方法

- 1). 運賃は使用車両の最大積載量(標記トン数といいますが、以下同じ)及び時間又は運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額(基準運賃といいますが、以下同じ)の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
- 2). 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加算した上で、上限 30%、下限 10%の範囲内で計算します。
- 3). 2種類以上の割増率が重複する場合には、それぞれの率をあらかじめ加算した上で計算します。

7. 端数の処理

運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。

- (1) 計算した金額が10,000円未満のときは、100円未満の端数は100円に切り上げます。
- (2) 計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満の端数は500円に、500円を超え 1,000円未満の端数は1,000 円に切り上げます。

8. 休日割増

日曜祝祭日およびそれにまたがる運送について、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝祭日に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.2

日曜祝祭日に運送した時間又は距離に限る：2割

9. 深夜・早朝割増

深夜・早朝割増の適用時間(午後 10 時から午前 5 時まで)に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.3

午後 10 時から午前 5 時までに運送した距離：3割

10. 車両待機料

実車キロが100キロメートルを超える運送であって車両が引越荷物の発地又は着地に到着後、荷主の都合によって、待機された時間(荷物の積込、又は取卸しの時間を含みます。)が下記の所定時間を超えた場合は、車両待機料を収受します。

車種別	6トン車まで	6トン車を超え12トン車まで
発地又は着地ごとに	120分	150分

車両待機料(単位:円)

車種別時間	1トン車まで	2トン車まで	3トン車まで	4トン車まで	5トン車まで	6トン車まで	8トン車まで	10トン車まで	12トン車まで
30分までごとに	1,350	1,500	1,610	1,720	1,880	2,070	2,350	2,600	2,710

10. 荷役に係る料金

荷役作業(積込み、取卸し、搬出及び搬入作業)荷造り作業、開梱作業に係る費用(運転手作業料を除く)は、以下に定める料金を収受します。

1). 荷役作業員料

荷役作業時間(作業員が作業を開始したときからその作業が終了するまでの時間を言います。)が8時間以内の場合は、1名あたり10,000円から50,000円を収受します。

但し、8時間を超える場合は1時間までを増すごとに、1名あたり1,560円から7,810円を加えて計算します。

2). 荷造作業員料

荷造作業時間(作業員が作業を開始したときからその作業が終了するまでの時間を言います。)が8時間以内の場合は、1名あたり10,000円から50,000円を収受します。

但し、8時間を超える場合は1時間までを増すごとに、1名あたり1,560円から7,810円を加えて計算します。

3). 開梱作業員料

開梱作業時間(作業員が作業を開始したときからその作業が終了するまでの時間を言います。)が8時間以内の場合は、1名あたり10,000円から50,000円を収受します。

但し、8時間を超える場合は1時間までを増すごとに、1名あたり1,560円から7,810円を加えて計算します。

11.消費税及び地方消費税の加算方法

- 1).運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
- 2).前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は1円単位に四捨五入します。

12.計算の順序

運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ①使用車両及び時間又は運送距離による運賃の計算
- ②割増率の適用の計算
- ③上限 30%、下限 10%幅の適用計算
- ④5. による運賃の端数処理
- ⑤料金(端数処理を含む)の計算
- ⑥10. による加算の計算
- ⑦実費の計算

13.実費負担

次に定める荷役費用及び荷主の要求により要する費用は、実費として収受します。

- ①諸資材料(段ボール等の資材、搬入運搬料等)
- ②特殊荷役機械使用料
- ③有料道路利用料
- ④一時保管料

14.その他

この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の事前取り決めによるものとします。